

## 次期事業用自動車総合安全プランの新たな目標設定について

① 前プランで設定している、以下3つの目標をどうするか。

・交通事故死者数

・交通事故（人身事故）件数

・飲酒運転

② 他に新たに必要な目標を設定する必要があるか。

◆交通安全基本計画の目標に合わせて「死傷者数」を目標とする必要があるか。

→ 「死傷者数」を目標として設定する場合、「交通事故（人身事故）件数」を目標として残すか。

◆交通弱者に対する新たな目標を設定する必要があるか。

例) ・乗客の死傷者数      ・歩行者、自転車利用者の死傷者数      等

③ モード毎（バス、タクシー、トラック）の目標を、全体目標と合わせて設定する必要があるか。

または全体目標策定後に、これを踏まえて設定することを求める形とするか。

④ 各指標の具体的な目標値をどう設定するか。

	プラン2009の目標	第10次交通安全基本計画の目標	軽井沢バス事故を受けての目標(※)
死者数	10年間で ◎ <b>死者数半減</b> (平成20年517人を 10年後に <b>250人</b> 、 中間年である5年後には380人)	平成32年までに ◎ <b>死者数を2,500人以下</b>	◎ <b>乗客の死亡事故ゼロ</b> (貸切バス事業者が原因となる事故件数)
人身事故	10年間で ◎ <b>人身事故件数半減</b> (平成20年56,305人を 10年後に <b>3万件</b> 、 中間年である5年後には4万3千件)		
死傷者数		平成32年までに ◎ <b>死傷者数を50万人以下</b>	
乗客負傷事故			◎ <b>乗客の負傷事故を10年以内に半減</b> (貸切バス事業者が原因となる事故件数)
飲酒等	◎ <b>飲酒運転ゼロ</b> ◎ <b>危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無</b>		※道路運送法の一部を改正する法律(平成28年12月9日公布)の評価指標

## プラン2009の目標

- ①10年間で**死者数半減**（平成20年517人を10年後に250人、中間年である5年後には380人）
  - ②10年間で**人身事故件数半減**（平成20年56,305件を10年後に3万件、中間年である5年後には4万3千件）
  - ③飲酒運転ゼロ
  - ④危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無
- ・関係業界においても、それぞれ上記目標を踏まえて業界としての目標を設定することが求められる。

## 平成26年の見直し時に、「講ずべき施策」の中で明記された目標

### バス

- ・車内事故の防止（特に、発進時の車内事故削減）

### タクシー

- ・交差点における出会い頭事故の防止
- ・路上寝込み者等の轢過事故の防止

### トラック

- ・事業用トラックが第1当事者である死亡事故件数を車両台数1万台あたり2.0件以下（各都道府県（車籍別）の共有目標とする）

## 各事業者団体が設定した独自目標

### バス

- ・平成30年の交通事故死者数をゼロ（平成28年23人）
- ・平成30年の人身事故件数を1,800件以下（平成28年1,541人）
- ・飲酒運転による違反取締件数ゼロ（平成28年1件）
- ・危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無

### 法人タクシー

- ・平成30年の交通死亡事故件数を20件以下（平成28年43件、43人）
- ・平成30年の人身事故件数を10,000件以下（平成28年14,571件）
- ・飲酒運転による違反取締件数ゼロ（平成28年21件※タクシー全体）
- ・危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無

### トラック

- ・平成30年の交通事故死者数を220人以下（平成28年287人）
- ・平成30年の人身事故件数を15,000件以下（平成28年18,254件）
- ・飲酒運転による違反取締件数ゼロ（平成28年112件）
- ・危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無

### 個人タクシー

- ・平成30年の交通事故死者数をゼロ（平成28年9人）
- ・平成30年の人身事故件数を840件以下（平成28年1,106件）
- ・飲酒運転による違反取締件数ゼロ（平成28年21件※タクシー全体）
- ・危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無